

○時間外保育及び延長保育の利用について

保護者の就労等によって、保育の基本時間以外にも保育が必要な場合に限り、標準時間認定の方は11時間保育内、短時間認定の方は8時間保育内で時間を延長してお預かりします。

○利用したい時間によって申込書の様式が異なります。

*時間外保育申込書・・・標準時間認定の方は11時間保育の時間内の利用
短時間認定の方は8時間保育の時間内の利用

*延長保育申込書・・・標準時間認定の方は11時間保育の時間を越える利用
短時間認定の方は8時間保育の時間を越える利用

※延長保育の利用には、通常保育料とは別に延長保育料がかかります。(下記参照)

【保育標準時間認定の方】

平日	11時間保育	保育の基本時間	11時間保育	延長保育A
	7:00	8:30	17:00	18:00
				19:00
土曜	11時間保育	保育の基本時間	11時間保育	延長保育A
	7:00	8:30	12:00	18:00
				19:00

延長保育A・・・18時から19時を利用する場合は有料 1,000円(月額)

(平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても1,000円です。)

【保育短時間認定の方】

平日	延長保育B	保育の基本時間	延長保育C	延長保育A	
	7:00	8:30	16:30	18:00	
				19:00	
土曜	延長保育B	保育の基本時間	8時間保育	延長保育C	延長保育A
	7:00	8:30	12:00	18:00	19:00

延長保育A・・・18時から19時を利用する場合は有料 1,000円(月額)

(平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても1,000円です。)

延長保育B・・・7時から8時半を利用する場合は有料 300円(月額)

延長保育C・・・16時半から18時を利用する場合は有料 300円(月額)

※平日のみの利用・土曜日のみの利用・平日土曜日共に利用する場合であっても300円です。

※延長保育B・延長保育Cの両方を使う場合は、一枠300円のため、計600円となります。

○第2階層のうち、以下に該当する世帯の延長保育料は0円です。

○母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している単独世帯

○次に掲げる在宅障害児(者)のいる世帯

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者